

社会福祉法人姫路市社会福祉協議会 生活援助従事者研修（通学）学則

1 開講目的

生活援助中心型のサービスに従事しようとする者の育成を行い、姫路市の福祉の推進に資する。

2 研修事業の名称

令和5年度姫路市社会福祉協議会生活援助従事者研修（通学）

3 実施場所

(1) 講義 姫路市社会福祉協議会 栗山別館

(2) 演習 姫路市社会福祉協議会 栗山別館

4 研修期間

令和6年1月10日（水）～令和6年3月26日（火）

5 研修

別添のとおり

6 講師氏名

別添のとおり

7 研修修了の認定方法

(1) 出欠の確認方法

各カリキュラムの開始時に事務局が出欠の確認を行う。

(2) 成績の評定方法

修了評価の結果について、A（90点以上）、B（80点から89点）、C（70点から79点）、D（70点未満）の4段階評価を行う。合格はA、B、C評価とし、Dについては不合格とする。但し、D評価の者から再評価等の希望があった場合は、補講及び再評価を行い、評価結果がA～Cに達した場合は合格とする。

(3) 修了の認定方法

当研修で定められた科目の全課程を受講し、修了評価の結果や受講態度を総合的に判断し、合格と評価されたものに対して研修修了を認定する。

(4) 修了証明書

修了が認定された者には、修了証明書の交付を行う。

8 受講資格

生活援助中心型のサービスに従事することを希望又は予定し、通学可能な者。

9 定員

14名

10 受講手続

受講希望者は、指定の重要事項説明会の前日までに申し込みを行い、先着順で受講予定者を決定する。受講予定者は、申込を行った上で重要事項説明会に参加し、指定期日までに研修参加費を納入する。

- 11 研修参加費 (金額は消費税込み)
合計 17,124円
受講料: 10,000円 (保険料込み)
教材費: 7,124円 (テキスト代)
- 12 情報開示の方法
下記ホームページにおいて情報開示する。
HPアドレス: <http://www.himeji-wel.or.jp/>
- 13 本人確認の方法
初回受講時において、次に掲げるいずれかにより受講者本人であることの確認を行うとともに、その写しを提出する。
ア 戸籍謄本、戸籍抄本若しくは住民票 イ 住民基本台帳カード
ウ 在留カード等 エ 健康保険証 オ 運転免許証 カ パスポート
キ 年金手帳 ク 運転免許以外の国家資格を有する者については、その免許証又は登録証 ケ マイナンバーカード コ その他、官公庁や特殊法人等が発行した身分証明書で写真付きのもの
- 14 解約条件等
- (1) 受講者からの解約の場合
事業者申し出るにより、直ちに解約することができる。ただし、支払い後に解約を申し出た場合、研修参加費は理由の如何に関わらず返金しない。
- (2) 事業者からの解約の場合
- ① 申込者が10人に満たなかった場合は、開講せず、納入された研修参加費の全額を返金する。
- ② 以下のいずれかに該当する行為等があった場合は、当研修を除籍とする。その場合、研修参加費の返金及び一切の補償は行わない。
- (ア) 研修参加費の支払いが支払い期限を越えた場合。
- (イ) 法人の名誉を毀損したとき。
- (ウ) 他の受講者の受講を妨げる等、公序良俗に反する行為があり、事業者の指示に従わない場合。
- (エ) 故意に法人の設備等を毀損したとき。
- (オ) 体調管理等により研修期間内に修了ができないとき。
- (カ) 再評価に合格しなかった場合。
- (キ) 講義・演習科目合計59時間の1割を超える欠席を行った場合。
- (ク) 実習を無断で欠席した場合。
- (ケ) 本人確認の為の健康保険証、運転免許証等の写しを提出しない場合。
- 15 その他
- (1) 研修事業の運営上で知り得た受講者に係る個人情報等の秘密保持については、研修に係る連絡、修了者台帳の作成・管理等の研修事業の目的及び研修修了後の就職状況調査に使用し、その他に関しては法人の個人情報保護規程を遵守する。
- (2) 講義・演習中の録音、録画は禁止とする。